プロジェクト	**金融資産の減損に関する会計基準の開発**
項目	**減損プロジェクトにおける分類及び測定の定めに関する改正方針**

I.　本資料の目的

1. 本資料は、金融資産の減損に関する会計基準の開発に関して、以下の点について ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

(1) 減損プロジェクトにおける分類及び測定の定めに関する企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」(以下「金融商品実務指針」という。)、移管指針第 12 号「金融商品会計に関する Q&A」(以下「金融商品会計 Q&A」という。)(以下合わせて「金融商品会計基準等」という。)の改正方針

II.　本論点を取り上げる理由

2. 第 535 回企業会計基準委員会(2024 年 10 月 29 日開催)及び第 227 回金融商品専門委員会(2024 年 10 月 24 日開催)において、減損プロジェクト全体に関する金融商品会計基準等の体系及び今後の審議の進め方について事務局の分析及び提案を行い、概ね異論は聞かれなかった。

ただし、この時点においては、減損プロジェクトにおいて分類及び測定に関してどこまで範囲に含めるかについては議論が継続していたため、分類及び測定に関する今後の審議の進め方等についてはお示ししなかった。

3. その後、第 543 回企業会計基準委員会(2025 年 3 月 18 日開催)において、満期保有目的の債券及び貸付金代替性債券[1]を減損プロジェクトの対象とすること、並びに減損に関する公開草案の公表後に(減損プロジェクトの範囲に含めなかった領域に関する)分類及び測定の見直しの着手に関する方向性について議論を行うことを事務局より提案し、概ね異論は聞かれなかった。

4. ここで、本資料第 2 項及び第 3 項を踏まえ、次の事項について事務局の分析及び提案をお示しする。

[1] 貸付金代替性債券については、名称及び定義について再度審議することを予定している。

(1) 分類及び測定に係る論点に関するこれまでの審議内容

(2) 現行の日本基準における分類及び測定に関する定め

(3) 減損プロジェクトにおける金融商品会計基準等の改正方針

III. ASBJ 事務局による分析

（分類及び測定に係る論点に関するこれまでの審議内容）

償却原価に関する論点（含む、POCI）

5. ステップ 2 における貸付金の測定に関する論点について、第 494 回企業会計基準委員会（2023 年 1 月 17 日開催）及び第 193 回金融商品専門委員会（2023 年 1 月 12 日開催）において、次のとおり取り扱うことを事務局より提案し、概ね異論は聞かれなかった。

(1) 原則として IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の実効金利法による償却原価に関する定めを取り入れる。

(2) 関連する次の論点については別途検討を行う。

① 貸付金に関する手数料の取扱い

② 償却原価の償却方法

6. 前項(2)①に関しては、第 497 回企業会計基準委員会（2023 年 3 月 8 日開催）及び第 196 回金融商品専門委員会（2023 年 2 月 28 日開催）（以下合わせて「第 497 回企業会計基準委員会等」という。）において、次のとおり取り扱うことを事務局より提案し、概ね異論は聞かれなかった。

(1) 実効金利の不可分の一部である手数料を実効金利の調整として取り扱う IFRS 第 9 号の取扱いを原則として取り入れる。

(2) 以下を条件として、手数料を実効金利に含めず、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」に準じて、手数料に対応する役務を別個の履行義務として識別し、履行義務の充足時に収益として認識することができることとする。

① 特定の役務に対する手数料であることが明確である。

② 設定された手数料の料金が対応する役務との関係で合理的である。

7. また、本資料第 5 項(2)②に関しては、第 497 回企業会計基準委員会等において、ステップ 2 を採用する金融機関における貸付金に関する償却原価の償却方法については IFRS 第 9 号の定めを取り入れて利息法とし、定額法を適用するオプションは設けないことを事務局より提案し、概ね異論は聞かれなかった。

8. 加えて、購入又は組成した信用減損金融資産（以下「POCI」という。）の取扱いについて、第 520 回企業会計基準委員会（2024 年 2 月 20 日開催）及び第 212 回金融商品専門委員会（2024 年 2 月 15 日開催）において、POCI に関する IFRS 第 9 号の定めをそのまま取り入れることを事務局より提案し、概ね異論は聞かれなかった。

9. 次に、ステップ 3 においては、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に係る償却原価の償却方法について、第 497 回企業会計基準委員会等において、次のとおり提案した。

   (1) 債券の償却原価の償却方法については、原則として IFRS 第 9 号の定めを取り入れて利息法とするが、外部格付が投資適格に該当する債券については定額法を適用するオプションを設ける。

   当該オプションについては異論が聞かれていることから、改めて検討することが考えられる。

10. 加えて、ステップ 4 においては、償却原価に関して、以下のオプションを設けることを事務局から提案している。

	オプション	内容
B-4	実効金利に代えて約定金利を用いるオプション（B-5と同時に適用）	債権（購入した債権を除く。）における予想信用損失の算定及び償却原価の算定のいずれにおいても、実効金利に代えて約定金利を用いる。
B-5	貸付金に関連する手数料の取扱い（ステップ4）（B-4と同時に適用）	B-4 のオプションを適用した場合、貸付金に関連する手数料は金利と切り離し、手数料の性質に基づき、履行義務の充足パターン（一時点又は一定の期間）に沿って収益を認識する。
B-6	信用減損金融資産に係る未収利息及び対応する利息収益を不計上とするオプション（B-6からB-8は同時適用）	信用減損金融資産に係る未収利息及び対応する利息収益を不計上とする。
B-7	未収利息を不計上とした信用減損	前期以前に認識した未収利息相当額につ

	金融資産の前期以前に認識した未収利息相当額の取扱い(B-6からB-8は同時適用)	いて、多数の債権を有し、継続的に信用減損金融資産が発生することが避けられず、原則的な取扱いを適用することが実務上困難な企業については、受取利息からの控除として会計処理する。
B-8	未収利息を不計上とした信用減損金融資産の一部入金の取扱い(B-6からB-8は同時適用)	未収利息及び対応する利息収益を不計上とした後の入金に関して、不計上とした未収利息相当額の全部又は一部に対する入金であることが明らかな場合には、当該入金額を受取利息に含めて会計処理する。
B-9	購入した債権(POCIを除く。)の償却原価の償却方法	購入した債権等(POCI を除く。)に関して、現行の金融商品会計基準等における取扱いを踏襲し、償却原価の償却方法として定額法を適用する。
B-10	POCIの償却原価の償却方法	契約上、元利の支払が弁済期限に一括して行われる場合又は規則的に行われることとなっている場合に定額法を適用する。
B-11	満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に係る償却原価の償却方法(ステップ4)	投資適格に該当する債券に限定せず、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の償却原価の償却方法として定額法を適用する。

金融保証契約に関する論点

11. 金融保証契約の発行者の会計処理について、第 495 回企業会計基準委員会(2023 年 2 月 7 日開催)及び第 194 回金融商品専門委員会(2023 年 1 月 31 日開催)において、以下のとおり対応することを事務局より提案し、概ね異論は聞かれなかった。

(1) 減損プロジェクトにおける対応の一環として IFRS 第 9 号の金融保証契約の定義を取り入れる。

(2) 金融保証契約の契約当初に公正価値で認識するとする IFRS 第 9 号の定めを取り入れる。

(3) IFRS 第 9 号の損失評価引当金の金額と当初認識額から収益認識累計額を控除した金額のいずれか高い額で測定する定めを取り入れつつ、会計方針の選択と

して金融保証契約と予想信用損失を別個に会計処理することができることとする。

ローン・コミットメントに関する論点

12. ローン・コミットメントについては、第 492 回企業会計基準委員会（2022 年 12 月 6 日開催）及び第 191 回金融商品専門委員会（2022 年 12 月 1 日開催）において、IFRS 第 9 号の減損の定めを取り入れることを事務局より提案し、概ね異論は聞かれなかった。

13. その際、ローン・コミットメントの測定に関する IFRS 第 9 号の定めの取入れ（IFRS 第 9 号第 4.2.1 項(d)）について審議は行われなかった。

直接償却に関する論点

14. 直接償却の取扱いについて、第 501 回企業会計基準委員会(2023 年 5 月 16 日開催)及び第 199 回金融商品専門委員会（2023 年 4 月 27 日開催）において、直接償却に関する IFRS 第 9 号の定めを取り入れることを事務局より提案し、概ね異論は聞かれなかった。

満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に関する論点

15. 第 493 回企業会計基準委員会（2022 年 12 月 26 日開催）及び第 192 回金融商品専門委員会（2022 年 12 月 21 日開催）では、金融資産の分類について、金融商品の種類を基礎とする現行の金融商品会計基準等における金融商品の分類に関する枠組みを維持した上で、IFRS 第 9 号の予想信用損失モデルを取り入れるにあたり最小限の見直しを行うことを事務局より提案し、特段異論は聞かれなかった。

16. 本資料第 3 項に記載のとおり、第 543 回企業会計基準委員会（2025 年 3 月 18 日開催）において、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券のうち、減損プロジェクトにおいては満期保有目的の債券及び貸付金代替性債券を対象とすることを事務局より提案し、特段異論は聞かれなかった。

（現行の日本基準における分類及び測定に関する定め）

17. 現行の日本基準において、減損プロジェクトに関連する分類及び測定に関する定めは次のとおり設けられている。関連する定めについては、別紙 1 を参照のこと。

(1) 金融商品会計基準においては、債権、満期保有目的の債券及びその他有価証券について、それぞれの分類ごとに貸借対照表価額が定められている。あわせて、償却原価法の定義及び会計処理並びに債権の未収利息の処理が定められている。

(2) 金融商品実務指針においては、(1)に記載された項目に関する会計処理の詳細が定められているほか、債務保証契約の定義と会計処理、当座貸越契約及び貸出コミットメントの定義と開示方法並びに債権の直接償却に関する会計処理について定められている。また、満期保有目的の債券の会計処理及び債務者の信用リスクを反映した債権に関する会計処理に関する設例が金融商品実務指針に含まれている。

(3) 金融商品会計 Q&A においては、有価証券に関する償却原価法の適用及び債務者の信用リスクを反映した債権に関する会計処理についての留意事項が記載されている。

（減損プロジェクトにおける金融商品会計基準等の改正方針）

18. ここでは、本資料第 17 項に記載した現行の日本基準の定めを前提として、減損プロジェクトにおける本資料第 5 項から第 16 項に記載した IFRS 第 9 号の定め又は提案しているオプションの定めの取り入れ方について、以下の 5 つに分けて検討を行う。

(1) 償却原価（含む、POCI）

(2) 金融保証契約

(3) ローン・コミットメント

(4) 直接償却

(5) 貸付金代替性債券

償却原価（含む、POCI）

19. 償却原価（含む、POCI）については、以下の対応を行うことが考えられる。

(1) 本資料第 5 項から第 10 項に記載した内容のうち、金融商品会計基準において金融商品別に貸借対照表価額とハイレベルな会計処理を定め、金融商品実務指針において会計処理の詳細を定めるように見直す。

(2) (1)に際して、現行の金融商品会計基準では、貸借対照表価額について「償却原価法に基づいて算定された価額」と定められているが、実効金利法に関する定めを設けるに当たり「法」が重複することなどを鑑み、「償却原価」に置き換えるか検討を行う。

(3) 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券のうち、減損プロジェクトにおいては満期保有目的の債券及び貸付金代替性債券を対象とするこ

とを前提として、定額法などの債券に関するオプションについて再検討する。

(4) 償却原価法について記載している金融商品実務指針（含む、設例）及び金融商品会計 Q&A に対する関連修正の必要性を検討し、必要に応じて記載を見直す。

金融保証契約

20. 金融保証契約については、以下の対応を行うことが考えられる。

(1) 本資料第 11 項に記載した内容のうち、金融商品会計基準において貸借対照表価額に関する定めを設け、予想信用損失モデルの対象となることを明記する。

(2) 金融商品会計基準に記載しなかった内容については、金融商品実務指針において定める。その際、現行の金融商品実務指針における債務保証契約及び保証料の授受に関する会計処理（金融商品実務指針第 137 項）について、必要に応じて見直す。

(3) 日本公認会計士協会が公表している監査・保証実務委員会実務指針第 61 号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」の改正について、日本公認会計士協会とコミュニケーションを行う。

ローン・コミットメント

21. ローン・コミットメントについては、以下の対応を行うことが考えられる。

(1) 本資料第 12 項に記載した内容のうち、金融商品会計基準において貸借対照表価額に関する定めを設け、予想信用損失モデルの対象となることを明記する。

(2) 金融商品会計基準に記載しなかった内容については、金融商品実務指針において定める。その際、当座貸越契約及び貸出コミットメントに関する現行の定め（金融商品実務指針第 19 項等）について、必要に応じて見直す。

(3) これまでの審議においては、ローン・コミットメントの測定に関する IFRS 第 9 号の定めの取入れ（IFRS 第 9 号第 4.2.1 項(d)）について検討を行っていないため、取入れの要否について検討を行う。

直接償却

22. 直接償却については、以下の対応を行うことが考えられる。

(1) IFRS 第 9 号の定めを金融商品実務指針に取り入れる。

貸付金代替性債券

23. 貸付金代替性債券については、以下の対応を行うことが考えられる。

(1) 現行の金融商品会計基準等では定めがないため、金融商品会計基準において、貸付金代替性債券の定義及び貸借対照表価額に関する定めを新設し、予想信用損失モデルの対象となることを明記する。その際、貸付金代替性債券の名称、その他有価証券から除いて新たな分類を設けるかどうか等についてもあわせて検討を行う。

小括

24. 本資料第 18 項に挙げた 5 項目に関して、資産・負債の定義、分類、測定のいずれの観点から改正の検討を行うかについては、別紙 2 を参照のこと。

IV. ASBJ 事務局の提案

25. 以上の事務局の分析を踏まえ、本資料第 18 項から第 24 項に従って金融商品会計基準等に関する改正を行うことが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント
本資料第 5 項から第 25 項に示した事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

以　上

別紙１　関連する金融商品会計基準等

（金融商品会計基準）

項	内容
第 14 項	債権の貸借対照表価額等
第 16 項	満期保有目的の債券の貸借対照表価額等
第 18 項	その他有価証券の貸借対照表価額等
第 20 項	時価が著しく下落した場合の会計処理
（注 5）	償却原価法の定義と会計処理
（注 9）	債権の未収利息の処理

（金融商品実務指針）

項	内容
第 15 項	金融商品の範囲（債務保証契約）
第 19 項	金融商品の範囲（当座貸越契約及び貸出コミットメント）
第 56 項	付随費用の取扱い
第 57 項	評価額及び評価差額の定義（償却原価）
第 59 項	有価証券の保有目的による区分
第 70 項	満期保有目的の債券の会計処理（償却原価の算定）
第 71 項	満期保有目的の債券の会計処理（売却原価の算定）
第 72 項	その他有価証券の定義
第 74 項	その他有価証券の会計処理（償却原価法の適用）
第 77 項	有価証券の消費貸借契約等の会計処理
第 91 項	時価のある有価証券の減損処理
第 95 項	有価証券の未収配当金・利息等（債券利息）
第 105 項	債務者の信用リスクを反映した債権の取得価額と償却原価法
第 119 項	債権の未収利息（不計上の判定と処理）
第 120 項	債権の未収利息（一部入金の処理）
第 121 項	債権の未収利息（再計上の要件）
第 123 項	債権の直接減額による取崩し
第 124 項	直接減額後の回収
第 126 項	金銭債務

第 130 項	売上債権等に含まれる金利部分の会計処理
第 131 項	利息の支払時期又は支払額が不規則な貸付金、借入金、社債等の会計処理
第 137 項	債務保証契約及び保証料の授受に関する会計処理
第 139 項	当座貸越契約及び貸出コミットメントの開示方法並びにコミットメント・フィーの授受に関する会計処理
設例 4	満期保有目的の債券の会計処理
設例 6	その他有価証券（債券）の評価及び会計処理
設例 11	債務者の信用リスクを反映した債権の取得価額と債務者からの入金額の処理
設例 12	一般債権の貸倒実績率法に基づく貸倒見積高の算定
設例 13	貸倒懸念債権のキャッシュ・フロー見積法に基づく貸倒見積高の算定
設例 14	劣後債権に対する貸倒見積高の算定
設例 16	受取手形及び割引手形に関する会計処理

（金融商品会計 Q&A）

項	内容
Q24	転換社債型新株予約権付社債の会計処理
Q24-2、Q25 及び Q26	有価証券に関する償却原価法の適用
Q38	債務者の信用リスクを反映した債権の取得価額と償却原価法

以　上

別紙 2 改正の検討を行う観点

項目	資産・負債の定義	分類	測定
償却原価（含む、POCI）	○（POCI）		○
金融保証契約	○		○
ローン・コミットメント	○		○
直接償却			○
貸付金代替性債券	○	○	○

以　上